

国住指第 4010 号
令和 3 年 2 月 26 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件について

令和 2 年 4 月 1 日に施行された「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部を改正する件」(令和元年国土交通省告示第 571 号。以下「改正告示」という。)により、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成 12 年建設省告示第 1446 号。以下「材料告示」という。)で定める指定建築材料の品質に関する技術的基準(材料告示第 3)のうち、免震材料(※出荷時に性能検査により個々の製品の性能を確認しているもの)の品質管理に係る基準を強化する改正が行われたところである。

改正告示では経過措置として、改正前の材料告示第 3 第 1 項各号に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた免震材料については、令和 3 年 3 月 31 日までの間に限り従前の規定によることができるとされている(改正告示附則第 3 条)。このため、経過措置の対象となる免震材料は、改正後の材料告示第 3 第 1 項各号に適合することが確認できなければ、4 月 1 日以降に着工する建築物に用いることができないこととなるが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により影響を受けて、製造工場等で感染者が発生して立入りが制限され、実地確認が遅延する等の影響が生じている。このため、改正告示の改正を行い、令和 3 年 2 月 26 日に公布、同日施行することにしたので、改正の概要及び改正に係る運用について下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願います。

なお、指定性能評価機関、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 改正の概要

改正告示の経過措置の特例として、附則第4条を新設し、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた工場等において製造される免震材料が従前の規定によることとできる期日を令和3年9月30日に延期することとした。

2. 附則第4条の経過措置の特例の対象となる免震材料

附則第4条に規定する「新型コロナウイルス感染症（略）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた工場等において製造される免震材料」は、次の①又は②のいずれかに該当することが国土交通省により確認された場合における当該免震材料をいうものとする。

- ① 令和3年1月31日以前に、改正告示による改正後の材料告示への適合を確認するために行う指定性能評価機関に対する性能評価又は評定の申請がされた免震材料
- ② 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、改正告示による改正後の材料告示への適合を確認するために行う指定性能評価機関に対する性能評価又は評定の申請が令和3年2月1日以降となる免震材料

3. 附則第4条の経過措置の特例の対象となる免震材料の認定取得者による申請

2. の国土交通省による確認を受けようとする免震材料の認定取得者は、以下に掲げる事項を国土交通省に申請することとする。

○2. ①に該当するものとして申請する場合

- ・改正告示による改正後の材料告示への適合を確認するために行う免震材料の性能評価又は評定の申請日（申請日が記載された書類の写しを添付）
- ・当該免震材料の認定番号及び認定日

○2. ②に該当するものとして申請する場合

- ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、免震材料の改正告示による改正後の材料告示への適合を確認するために行う性能評価又は評定の申請が令和3年2月1日以降となる理由（当該性能評価又は評定の申請日を含む。）
- ・当該免震材料の認定番号及び認定日
- ・当該免震材料の出荷予定日及び当該免震材料を使用する建築物の着工（予定）日

4. 附則第4条の経過措置の特例の対象となる免震材料の公開

経過措置の特例の対象となる免震材料については、国土交通省HP (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html) で公開する。